
平成30年 第4回(定例)南部町議会会議録(第4日)

平成30年6月22日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成30年6月22日 午後1時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第43号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める陳情
(追加議案)
- 日程第6 議案第45号 財産の無償貸付について
- 日程第7 発議案第7号 議決事件の一部の変更について
- 日程第8 発議案第8号 議会における地方行政調査について
- 日程第9 発議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第10 発議案第10号 「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書
- 日程第11 発議案第11号 「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書
- 日程第12 発議案第12号 公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書
- 日程第13 発議案第13号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第43号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第4 議案第44号 平成30年度南部町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める陳情

(追加議案)

- 日程第6 議案第45号 財産の無償貸付について
日程第7 発議案第7号 議決事件の一部の変更について
日程第8 発議案第8号 議会における地方行政調査について
日程第9 発議案第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書
日程第10 発議案第10号 「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書
日程第11 発議案第11号 「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書
日程第12 発議案第12号 公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書
日程第13 発議案第13号 2025年国際博覧会の誘致に関する決議について
日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯 清 視君	書記	橋 田 和 美君
		書記	石 賀 志 保君
		書記	田 中 優 美君
		書記	藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	松田繁君
教育長	永江多輝夫君	総務課長	大塚壮君
総務課課長補佐	藤原宰君	企画監	中田達彦君
企画政策課長	田村誠君	防災監	種茂美君
税務課長	伊藤真君	町民生活課長	岩田典弘君
子育て支援課長	仲田磨理子君	教育次長	板持照明君
総務・学校教育課長	安達嘉也君	病院事務部長	中前三紀夫君
健康福祉課長	糸田由起君	福祉事務所長	岡田光政君
建設課長	田子勝利君	産業課長	芝田卓巳君
監査委員	仲田和男君		

午後1時00分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、景山浩君、10番、細田元教君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第43号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第43号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第43号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

賛否ございましたので、それぞれの意見を御報告いたします。まず、反対者の意見です。今回の条例改正は、放課後児童支援員になるために県知事が行う研修を受けるための要件を緩和するもので、その理由はなり手が不足しているためであるということだが、規制緩和では職員を確保することにつながらない。職員確保のためには待遇改善が一番である。正規職員として採用するなどの姿勢を持たなければ支援員の確保は困難である。

賛成者の意見です。現在、国でも介護職、保育士などの処遇改善を進めており、その中の一つとして、中学校卒業者も含めて5年以上の勤務経験があれば、支援員となるための講習を受ける資格ができるという緩和であり、受けやすくなります。規定の明確化についても、今回の改正で教員免状を持っていれば講習を受けることができるものと明確化されたため、これはよい改正だと思い、賛成をするというものでございます。

採決の結果は、私を除いて13名のうち、賛成者10名、反対者3名でございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第43号の南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、これに反対いたします。中身は、先ほど委員長が言われたように、今回、放課後児童支援員の資格をもらうための知事が行う研修対象者を広げていくという内容です。

この条例は、児童福祉法等に基づいてなされてきた放課後の学童保育の充実と専門性を担保するために、放課後児童支援員というのをつくって、ここでのいわゆる専門職としての資格等、職員とはどうあるべきかというのを定めた内容です。1から9までは、それぞれの資格を持っている者、1から8まではですね、内容。

それで、9についていえば、この10の前にある分は、これまで何ら資格のない高卒の方につ

いては2年でしたね、たしか。ですね。それを今度、10号として高卒というところを省いて「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、」ということになるということは、高校卒業を条件にするのではなく、義務教育済んだ中卒以上の方が5年以上この事業に従事した者であれば受けることができると、内容に広げていくと。一部では、いわゆる仕事の機会均等であることではないかというふうな意見もあるんですけども、この条例を変えるもとなる法律が変えてきたというのは、何よりも学童保育の指導員がなかなか確保できていない。これは保育士とか介護職とか同じように確保できていないところから、多くの例えば専門家の団体等から、もし確保するのであれば何よりも待遇改善が先だという中で、指摘がある中でもかかわらず、その待遇改善が後回しになって、このように法律が変えられて条例が変わってきたという傾向があると思うんです。

今、南部町で働く学童保育の指導員は、有資格者が1時間1,030円、無資格者が930円。今お聞きしたところによりますと、新しい人が、1人無資格者がいますが、あとは有資格者として働いているということですが、1時間1,030円です。もちろん、学童保育の仕事をするということですから、午後からの仕事でフルタイムではありません。そういうところを考えた場合、なかなかこの仕事のみで携わって生計を維持していくという仕事になってないのは明らかなことだというふうに思います。そういう点でいえば、この内容では国も言ってるような待遇の職員の確保にはならない。待遇改善こそが優先されるべきだという点で反対です。

先日の新聞には、厚労省が介護職で月1万円、保育士で月5万円の給与引き上げるための政令でしたっけ、出すと言っていましたよね。なかなかそこには学童保育の指導員も入ってなかったんじゃないでしょうか。そういう意味では、学童保育の指導員の専門性ということがまだまだ認知されていない中で大変なことだとは思いますが。

今回の内容については、職員の確保というのでは、待遇改善こそ優先されるべきだという立場から反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 私は、議案43号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、賛成をする立場で話させていただきます。

特に先ほど真壁議員のほうから話がありましたけれども、新たに門戸を広げたところにつきまして「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者」というのが、文言が入りました。これは厚生労働省令の条例の改正のためでもございますが、これは

高校卒業されなくても、研修を受けてこういう支援員になる一つの資格としてこういうものが出てきてるといふことで、私は門戸が広がったといふことで大変いいことではないかと思ふ。職員の待遇云々よりも、まず門戸が先ではないかといふことを私は思ふ、賛成するものでござい
ます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもつて討論を終結いたします。

これより、議案第43号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によつて決したいと思ふ。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よつて、本案は、原案どおり可決されました。

日程第4 議案第44号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第44号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、景山浩君。

○予算決算常任委員会委員長（景山 浩君） 予算決算常任委員長です。議案第44号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）は、予算決算常任委員会をもつて審査の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

この議案につきましても賛否がございましたので、それぞれの意見を御報告いたします。まず、反対者です。J O C Aの温泉掘削の計画がありますが、町が土地を売るためには既存の建物を取り壊す必要があり、これに係る費用が818万8,000円必要です。これに見合う土地の売却益を町が見込んでいるかといふと、それは決まっていないといふことであり、町の財産を売却するのにこのような一方的なやり方ではいけない。J O C Aに対する補助金の要綱も未作成であることなので、やり方がおかしい。また、複合施設について、少子化が進むといふことを厳然と申しておられる中で、当初から1,800平米の規模を変えることをしていない。大きな建物を建てればランニングコストもかかる。現在の計画のままでは、それこそ後世にツケを回すことになるといふ反対意見。

次に、賛成者の意見です。J O C Aの計画については、生涯活躍のまち構想の中で、温泉掘削、

ごちゃまぜ施設を整備し、南部町を元気にしようという計画です。当初、8,000万円の基金が必要でしたが、地方創生交付金が入り、6,500万円になったというメリットがあります。複合施設については、少子化の問題は確かに大きな問題ではありますが、これらも含めてこれまでパブリックコメントを踏まえ、検討委員会を重ねられた結果でありますので、賛成をいたします。

予算決算常任委員会13名の採決の結果、賛成10名、反対3名という結果でございました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。議案第44号については反対するものであります。先ほど委員長からの報告がございました。この補正予算ですね、これについては必要なものも数ありますけども、私が反対の理由に上げるのは、大きく上げて2点であります。

まず一つは、委員長の報告でありましたが、法勝寺高校跡地の利用についてのことであります。J O C A、いわゆる一般質問でも私、取り上げたんですけども、そこが事業をやるため、そのために南部町が所有する土地をそこが買うということであります。私はその中で言ったんですけども、主張したんですけども、土地を売るために南部町内の土地にある既存の建物、それ以外のところにも南部町の建物ありますが、温泉発掘のために不便をかけるんで、それを取り壊すということなんです。その取り壊すための予算が818万8,000円上がっております。私は、これを取り壊して整地にするためにはそれ以上の金がかかると思います。そういう点から、まず南部町の土地を買い上げるためのいわゆる売る値段ですね、それは当然そのこと、八百数十万を確保すること、それが確実に約束できるのかということ聞いたんですけども、しかし、それについてはJ O C Aの交渉次第ということではっきりいたしません。私は、町の大事な財産を手放す場合に、決してマイナスになるようなことはあってはならない。それがはっきりしないのに、この予算に賛成するということは到底無理があってできないということであります。

さらに、法勝寺校舎の跡地のことなんですけども、今、大豆加工所の建物があって、そこで町内の方がたくさん利用されております。その方が、いろんな意見があったんです。それをその後をどうするのかといったら、場合によっては今度事業をするJ O C Aの中に、あるいは利用することもあるかもしれないと。もしそのようなことがされたら使用料とかそういうものがかかると思うんですけど、それはどうなってるのかという、それもはっきりとした答弁はありません。私は、

この中で言うのは、一つは、町民が今まで利用しておったこのような施設をやめて、そして今度、J O C A がやる事業、それは障がい者の方だとか、あるいは高齢者の方だとか、そういうような方を含めて、またカフェもつくるといことなんですけども、しかし、それについて町民の中でそういうことをぜひつくってほしいという強い要望があるならと思うんですけども、そのことについてもしっかりとした要望があるとかないとかそういうようなことははっきりとしません。

そして、そのうちにもう一つなんですけども、今度、温泉発掘のために当初は 8, 0 0 0 万を町から出すということだったんですけども、それが 6, 5 0 0 万に減ったんですけども、しかし、その 6, 5 0 0 万の出す要綱というものはどうなってるんですかということ、それもまだできていないということなんです。私は、そういう状況の中では到底こういうことは認めるべきではないということがまず 1 点であります。

そして、2 つ目は、複合施設であります。当初の予定では構築が 1, 8 0 0 平米ということだったんです。しかし、いろんな今まで、議論の中でも検討委員会の中でもあったんですけども、特別委員会ですね、町が議会で構成しております特別調査委員会の中でもいろいろ意見を出しました。しかし、その中でもやっぱりこの 1, 8 0 0 平米の規模は変わっておりません。

私が申し上げたいのは、一番最初に出された問題、検討委員会に出された中で、将来の人口が推計は減るといことで、過去 1 0 年間で 1 0 % 人口が減ったということが報告になっておりました。減る率が多少減るかもしれないけども、ふえる可能性はありません。そういう中でいえば、いかに今よりも大きいもん建てれば、それだけ財源の支出もかかりますし、後世にランニングコストがかかります。

これまで私は一般質問で述べました。町民の生活のため、暮らしのためにこういうことをやってほしいと言ったんだけど、答えの中でかいつまんで言いますと、町民の願いをかなえて、お金があるからといって、将来の世代にツケを回してはならないということを言われます。しかし、皆さん、大きなものを、施設をつくれればランニングコストが大きくかかる。これはつまりその建物がある間はずっと後世に負担がかかるようになるではありませんか。私はそのようなことをしてはならない、今ある施設より大きくする必要はないということを主張して、反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2 番、荊尾芳之君。

○議員（2 番 荊尾 芳之君） 2 番、荊尾芳之です。議案第 4 4 号、平成 3 0 年度南部町一般会計補正予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由、第1は、今回私は一般質問で、スポーツ行政、スポーツ振興について、町長のお考えを伺いました。将来の南部町から優秀なスポーツ選手を誕生させるには、中学校の部活動の練習環境の充実や部活動への支援策が大切であると言ってまいりました。今回の補正予算では、南部中学校に女子バスケット部が誕生したこと、また南部中学校と法勝寺中学校の合同チームとして、ソフトボールチームとサッカーチームが結成されたことに対して、今後、中体連の大会に参加するために、これらの3チームにユニホームを新しくつくるという予算が計上されています。ユニホームというのはただ同じものという意味だけではありません。ユニホームを着ることによって、強く見える、母校をアピールする、格好よさも必要です。ぜひ、そういう中学生が着用するユニホームをつくっていただきたい。また、この財源は、さくら基金を使います。きっと御寄附をいただいた皆さんのお気持ちに応えられるものだと思います。南部町のスポーツ振興のために必要な予算です。

次に、除雪関連の補正予算が組まれています。近年、鳥取県は豪雪に見舞われています。冬を越えると除雪のことなどを忘れてしまいがちですが、この時期からしっかりと冬の除雪に向けて必要な対策をしていこうと、町長の姿勢がうかがえます。私の一般質問でも防災を取り上げました。ふだんからの準備こそが大切な対策です。除雪作業のできるオペレーターを養成し、除雪する機器、除雪用のアタッチメントをつけた農機具、トラクターをふやすことで除雪効率を上げるものです。住民の生活路線を守る意味で重要で必要な予算です。

JOCAに対する法勝寺高校跡地に関連する予算については、平成30年度の当初予算でしっかり議論し、承認されたものです。今回は、その中身の修正や、事業を進める上で附属的にやっておかなければならないものを予算化した、いわゆる追認の予算です。JOCAが今後、南部町で事業展開をし、南部町を元気にしようとする予算であり、必要な予算です。

最後に、複合施設関連の予算についてです。西伯公民館の建てかえは誰もが待ち望んでいるものです。基本計画をしっかりと時間をかけて多くの意見を取り入れてつくり上げました。いよいよ前に進むべきときです。第1段階は、測量設計、用地取得費が計上されています。平成32年の完成に向けて進めていくべきだと思います。住民が待ち望んでいる予算です。

特に以上の4点を取り上げ、この補正予算については賛成し、可決すべきものだと考えます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩します。

午後1時21分休憩

午後1時21分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告のこの30年度の補正予算には反対をいたします。

先ほど荊尾議員がおっしゃってたように、今回の補正予算の中には、中学校のユニホームとか除雪で迅速な対応されたことについては、委員会でも意見を述べてきたとおり、住民が喜ぶ予算だというふうに考えています。

私たちが今回反対するのは2つの点です。1つ目の、先ほどその内容については亀尾議員が述べたんですが、今、執行部も聞いてるところでありますので、特に高校跡地の整備事業と複合施設の問題で、この予算を立てるに当たって私たちが住民の声をもとにしながら求めていることを伝えて、反対意見といたします。

まず、法勝寺高校跡地の整備事業の問題でいえば、この問題で一つには、町が本来やってきた大豆加工所の取り組みについては後手事に回って、今後どこでするかということもなかなか立てていない。これは早急に立てて住民に説明しないとイケない。本来のあり方ということを町にやっていただきたいというふうに考えます。

2つ目、温泉掘削にお金を出していくという問題ですが、これは住民から見れば、町の土地を、もしかしたらもう温泉が出るよというふうにわかっている土地を業者に売って、その業者に補助金を出して温泉を掘って、その権利等も業者のものになっていってしまう、こういう図になってくるわけですね。そうした場合、住民の有効な財産を守れるのかという点でいえば、私は考える余地があるだろうというふうに思ってるわけです。そういう意味でいえば、補助金を出すこともそうですが、それ以上に町有地を、例えば福祉施設を建てる等についたら、国等も地方自治体から無償貸し付けの場合等についての特典等があるわけですね。私は、将来のことを考えれば、いつまでおられるかわからないJ O C A等のことを考えたときに、やはり温泉が仮に出たとしても、この場合の権利の問題等が、次、何が来るかわからないし、どこに手が渡るかわからないと考えたときには、一考を要する内容ではないかというふうに感じるわけです。大きな理由は、そこに補助金出していくということもあります。

3つ目の問題は、これはやっぱり温泉が出るというって1, 200メートル掘るのですが、図を見たら川の近くなんですね。特に旧西伯側は水がないということもあるんですけども、もしかしたら水道の水源がどうなっていくのかということも考えてるのだろうかということ、やっぱり

現場に行って思った次第です。そういうことを考えた場合、J O C Aが最初は誘致企業だからや
ってるんだと言ったんですけども、これは明らかに生涯活躍のまちで、地域再生推進法人に指定
した町民とともに協働してまちづくりをやっていく団体としてJ O C Aを認めたということなん
ですよ。そういうやり方をして、今後、地方創生交付金の出し方を見とった場合、もしかしたら
出る限り半額補助したJ O C Aへの融資等が考えられないこともないわけです。まちづくり全体
から見て、お金の動きが大分変わってくるのではないかなと思いますので、その辺のことにつ
いてもくぎを刺す意味から、きちっと温泉掘削の負担の問題、権利の問題等を住民にわかるよう
にすべきだという点です。

複合施設の問題でいえば、まず一つには、先ほど言った、人口減の中でインフラ整備をどうす
るのかというところの問題です。この一般質問の中でも他の議員からの質問で、町長は、例えば
もしかしたら、しあわせのプールを更新するときに西伯小学校のプールも新しくしたというよう
なこと言っていました。

今回出てきたのは、教育委員会が出てきたのは、浅井でしたか、そこのナイター設備を今回や
めるということも出てきました。これは検討の結果、インフラ整備にお金がかかることについて、
どこを整理していかなきゃならないかという話だと思うんですけども、そういうことが全般的に
話されている中で、何らインフラ、投資のランニングコスト等も明らかにせずに、10億近いお
金で複合施設という名を打って建てるのが仮に公民館、図書館充実を望んでるものについても、
本当に望まれることなんだろうかということの検討が必要ではないかというふうに考えています。
ついては、これを進めるに当たり、ランニングコスト等の計画等を出してくるべきだという点で
す。

もう一つには、この複合施設が、私自身が公民館や社会教育の充実は大事だと思うし、図書館
も好きだし、充実することはいいと思うのに、どうして納得いかないかつくづく考えの思うの
は、やはり図書館活動で学校図書に司書置くときに運動したときの合言葉である「本があって人
がいて」ということです。本があるだけでは図書館の機能果たせない。公民館もそうです。建物
だけでは果たせない。何が要るかという、そこに人がいたからできたんだということといえば、
今の町のやってることは、みずからの課題の中でも、公民館については人の配置のことが課題と
してある。図書館について言えば、非常勤職員で構成しているので、ノウハウの蓄積ができてい
ないという課題があるにもかかわらず、建物だけが先行して、中をどう運営するのか、職員配置
をどうするのかということが一切検討委員会等でも出てこない。これはやはり住民から見たら、
先に建物ありきだと言われても仕方がないというふうに思うのです。そういう意味でいえば、多

額の投資をして住民を納得させようと思うのであれば、ここにヒントを得たとして、町長は、町は公民館職員をどうするのか、図書館の職員をいつまでも非常勤のままで続けていって、本当に建物を建てて図書館を充実させる気があるのか、この声に応じていくべきだというふうに思います。現時点では、この答えが出ていない中で補正予算が出てきました。これには反対するという事です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井隆です。私は、この議案第44号、平成30年度南部町一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。私は、今、共産党議員団2人がそれぞれ反対討論されました、そのことについての町民の方への誤解、そういったことが招いては困るので、賛成を含めて説明もさせていただければというふうに思います。

まず、法勝寺跡地のJOC Aの利用です。法勝寺跡地……（「法勝寺高校」と呼ぶ者あり）法勝寺高校跡地、失礼しました。法勝寺高校跡地に訂正をお願いします。法勝寺高校跡地のJOC Aが進出してこられるわけなんですけれど、まずこれは温泉発掘のため町の土地をとということなんですけれど、私たちは委員会の中で説明をまず受けました。

まず、JOC Aが必要とする面積は5,232平米です。そのうち、南部町の土地は1,331平米です。3分の1です。それ以外は町民の方々の土地等々ということで、町の土地は計画の中の3分の1しか入っておりません。その場所に温泉の発掘場所が来るのかもしれませんが、それもはっきりしていません。そういった中で町の財産を町民のために大事にしくちゃいけない、そのところはよくわかりますけれど、もし町の土地を掘って温泉が出たということになれば、町民にとってはもっともっと大きな財産になる。そして、後世までその温泉を使って町民の方は少しでも健康になり、そして過ごしていただけたらというふうに思います。ごめんなさい。

それと、もう一点です。建物のことが出ました。大豆加工所。私たちはきのう、現場を見に議員全員で企画課の方、同行していただいて、そして大豆加工所については産業課の方、同行していただいて説明を受けました。

まず、企画課長が報告をしてくれたのは、大豆加工所も、そして法勝寺高校の今残っている建物も町の施設の中で一番危険度の高い、ワースト1番と2番の施設である。これは必ず何とかしないとイケない。今、実際に加工所では法勝寺地区の方中心に大豆を使った豆腐やみそや、つくっておられます。しかし、そこで何か地震があったとき、どうなるでしょう。法勝寺高校跡地については、私たちが行ったきのうも作業しておられました。シルバー人材センターの方が障子張

りをして使っておられました。もしそういったときに何かあったときに町として責任が持てるのかといえば、決して責任が持てる施設ではありません。これはやはり早急に対応していく。いいタイミングでJ O C Aがそこを使うということです。ぜひともこの建物は処分をして、また新しい安心、安全な施設で作業ができる、加工ができるそういった場所をつくるべきだというふうに思います。

そして、温泉についての水源の話が出ました。今、旧すみれ保育園の上側に水道の施設があります。ただ、この施設については老朽化、そして水の質が悪い、非常に管理の面でお金がかかっているところから、今はこれは使っていません。水道の統合によって会見のほうからきれいな水がいつも落合のほうまで流れている。今、その施設については使っていないということで、温泉を発掘したとしても問題はないだろうというふうに思います。

それと、最後に、J O C Aがつくってくれる施設です。この施設については、社会福祉施設として私たちは何回も説明を受けましたごちゃまぜの施設ということです。それぞれの障がいを持ってる皆さん、そして高齢者の皆さん、そして町民の皆さんが一緒になってそこでいろいろなことを体験したり、そしてお風呂に入ったりできる、今までになかった福祉施設をつくるということです。この建物に対しては国の補助金を使います。町がこういったものをつくってももう補助金は出てきません。福祉施設を建てる民間がやるから補助金が出ます。そして、町として何ができたかという、今真壁議員も言われたように、地方創生の生涯活躍のまちづくりの交付金、これがJ O C Aが建てる福祉施設、ごちゃまぜの施設の設計費にこの資金というか補助金がいただけるようになったということは大きいことだと思います。国から1,500万、お金が入ってきます。荊尾議員も言われました。基金をそれだけ1,500万使わなくてもよくなった今回の補正予算でもあります。必ずやJ O C Aのほうに頑張ってください、新しい生涯活躍のまちの中心施設ができること私は願っております。

それと、次に、複合施設です。複合施設のほうでは、こちらのほうも私、一般質問もさせていただきました。まず、さいはく分館です。さいはく分館の今の利用人数、平成29年では約6,000人、それから図書館のほうでは約1万4,000人ということで、町長のほうから答弁も受けました。

特に図書館については、今、法勝寺図書館で持っている本は全部で約3万5,000冊あります。そのうち、開架が3万5,000冊、そして閉架のほうは2万4,000冊という説明も受けました。パブリックコメントでもありました。図書館をよく利用するけれど非常に狭い、ゆっくりと見る場所もない、本と本の間が狭くてなかなか移動もしにくい、そういったところもパブ

リックコメントに出ておりました。やはりこの際ですから、図書館の充実を図る、それが一番だと思います。

そして、さいはく分館については、先ほども言いました約6,000人の利用が今現在あります。これは確認をとりますと、今、施設のうちの2つの部屋は使えない。そういった中でお互いが調整をとりながら、年間、いろいろな活動、教室などを行ってもらっています。そういったところも充実すれば、もっともっとたくさんの方に利用していただける。そして、若者が集えるような場所もあわせて設計として考えられている。その施設が1つになれば、今の人数言いましたそれ以上の方々の交流がその1つの施設の中でできていく、今までになかった施設ができる、生涯にわたっても、町民にとっても、非常に大きな財産になるというふうに思います。

人口が減ってもその場所だけはいつもにぎやかな施設、そういったような施設を目指して、ぜひとも進めていただきたいということもお願いして、賛成の討論といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論は……（「休憩動議」「賛成だよ」「休憩、お願いします」「休憩動議」「賛成だよ」と呼ぶ者あり）休憩とります。

午後1時38分休憩

午後1時39分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

板井議員。

○議員（8番 板井 隆君） 先ほど動議が出ました。私が冒頭に、共産党議員団の反対討論が町民の方に対して誤解を招くというようなことを言ったことを、要望があったので削除します。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号、平成30年度南部町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第5 陳情第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。付託されました地方財政の充実・強化を求める陳情につきまして、審査の結果、全員一致で採択すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長報告は採択でありました。本件を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり採択とすることに決しました。

日程第6 議案第45号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第45号、財産の無償貸付についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。では、議案第45号、財産の無償貸付についてでございます。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

貸し付けの土地でございますが、別紙に記載のとおりでございます。合計面積が41筆の5万571.49平方メートルでございます。貸付金額は無償。貸付期間が平成30年7月1日か

ら平成33年6月30日まで。貸し付けの相手方は、鳥取県西伯郡伯耆町久古1588番地、株式会社鳥取CLT、代表取締役、谷野利宏。

これは株式会社鳥取CLTが当該土地で事業中の協同組合レングスから平成30年7月1日より事業を承継することとなり、雇用の継続と経営の早期安定を支援するため、承継から3年間の期限つきで無償で貸し付けようとするものでございます。

以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第45号、財産の無償貸付についてを採決いたします。

議案第45号は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第7 発議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、発議案第7号、議決事件の一部の変更についてを議題といたします。

提出者であります地方行政調査特別委員長から提出理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員長、白川立真君。

○地方行政調査特別委員会委員長（白川 立真君）

.....
発議案第7号

議決事件の一部の変更について

南部町議会の議決事件の一部の変更について、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年6月22日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 白川立真
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――別紙をごらんください。

別紙

議決事件の一部の変更について

平成30年3月20日議決された「地方行政調査特別委員会の設置について」中、次のとおり変更する。

「2. 調査事件

- (1) 自立支援対策について
- (2) 人口対策について
- (3) 少子化対策について
- (4) 地域交流について

3. 調査地

- (1) 滋賀県草津市
- (2) 石川県白山市
- (3) 石川県小松市
- (4) 石川県川北町」を

「2. 調査事件

- (1) 自立支援対策について
- (2) 議会改革について
- (3) 地域交流について

3. 調査地

- (1) 滋賀県草津市
- (2) 岐阜県可児市
- (3) 石川県白山市」に改める。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第7号、議決事件の一部の変更についてを採決いたします。

発議案第7号は、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 賛成全員です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第8 発議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、発議案第8号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提出者である地方行政調査特別委員会委員長、白川立真君から提案理由の説明を求めます。

地方行政調査特別委員会委員長、白川立真君。

○地方行政調査特別委員会委員長（白川 立真君）

.....
発議案第8号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成30年6月22日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 白川立真
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
——別紙をごらんください。
.....

別紙

議会における地方行政調査について

1. 目的

地域の実情に応じた自治体行政を推進するため、先導的役割を果たす議会としての役割が益々重要となってきている。

南部町民の悩み・困りごと相談を受け、自立支援、就労支援等自立支援事業の総合的な取り組みを早急に進める必要がある。議会としては、議会を時代に合わせ、より効率を追求しながらも南部町民へのあたたかさを求めていくことを深く研究する必要がある。また、児童相談、移動支援、行動援護、同行援護等に総合的に取り組み、人のつながりを日常の中で作りだし、地域を元気にすることが喫緊の課題である。

2. 調査事項

- (1) 自立支援対策について
- (2) 議会改革について
- (3) 地域交流について

3. 調査地

- (1) 滋賀県草津市
- (2) 岐阜県可児市
- (3) 石川県白山市

4. 調査期間

平成30年7月3日から7月5日までの3日間

5. 経 費

予算に認められた範囲内

6. 調査の方法

地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

.....
以上、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

本件は、お手元に配付の原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第 8 号は、原案どおり可決されました。

日程第 9 発議案第 9 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 9、発議案第 9 号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、三鴨義文君から趣旨説明を求めます。

総務経済常任委員会委員長、三鴨義文君。

○総務経済常任委員会委員長（三鴨 義文君） 総務経済常任委員長、三鴨でございます。

.....

発議案第 9 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

平成 30 年 6 月 22 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 三 鴨 義 文
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

別紙、意見書（案）を副委員長の朗読をもって提案いたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会副委員長（滝山 克己君） 総務経済副委員長、滝山でございます。

.....

別紙

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面している。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの

対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要がある。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減に向けた議論が加速している。特に、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっている。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものである。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割である。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかである。

このため、2019年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要である。このため、政府に以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。
2. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
3. 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
4. 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
5. 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。
6. 各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代

替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応を図ること。

7. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

8. 地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。

9. 自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月22日

鳥取県南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・内閣官房長官・総務大臣・財務大臣・経済産業大臣・内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）・内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

.....
以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第9号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

.....
日程第10 発議案第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、発議案第10号、「働き方改革」一括法案の廃案を求める

意見書を議題といたします。

提出者である真壁容子議員から趣旨説明を求めます。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 発議案として「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書を出したいと思い、提案いたします。

.....
発議案第10号

「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年6月22日 提出

提出者 南部町議会議員 真壁 容子
賛成者 同 亀尾 共三
同 同 加藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
――1枚めくっていただきまして、別紙を読んで提案にかえたいと思います。

.....
別紙

「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書（案）

「働き方改革」一括法案が衆議院で可決し、参議院で審議が始まっている。この法案は、前提となるデータでねつ造や異常値が発覚し、国会に提出すること自体に疑義がある。裁量労働制の拡大は今回見送った形だが、「高度プロフェッショナル制度（特定高度専門業務・成果型労働制）」の創設を今議会で押し通そうとしている。

裁量労働制は労働時間を短く「みなす」のにたいして、「高プロ制度」は、労働基準法で定められている労働時間、休憩、休日、深夜割増料金などの制度を適用しないという制度である。「残業代ゼロ」制度と言われる所以である。

安倍首相は「時間によらず成果で評価する制度」だと説明している。どんなに長時間働こうが、残業代も深夜・休日料金もない、企業が課した目標をクリアするかどうかだけで評価をし、賃金を支払う働き方である。法案では労働時間の規制は外すが、それに代わって「健康管理時間」という「事業場内にいた時間」と「事業場外において労働した時間」の合計をしたものの合計を把

握して、健康確保措置をとるとして「年104日かつ4週4日以上の日」を義務付けるとしている。これでは、24時間休まず48日連続して働いても成果がないと賃金が下がることにさえなる過酷な制度である。政府は年収1075万円以上の高度専門職を対象をしぼるから一般の労働者に影響しないというが、いったん創設されれば要件緩和は必至である。経団連は過去、年収要件を400万円にすることを提言していたこと（2006年）からも明らかである。

また政府は、「働き方改革」一括法案の最大の目玉として残業に対し罰則付きの条件を定めることを謳っているが、その上限は、過労死の労災認定基準である。

法案に盛り込まれている残業の上限は、月45時間、年360時間を原則としているが、特例として年720時間（月平均60時間）、さらに繁忙期では、1か月100時間未満という内容である。過労死の危険は、残業が月45時間から徐々に強まることから最大時間の月100時間になっていなくても労災に認定されるケースも増えている。法案が特例、繁忙期対応として100時間の残業を上限として認めることは過労死の再上限ラインまでの残業を合法化するということに他ならない。

今回の「法改正」は、過労自殺等が絶えない現状を生み出してきた、長時間労働社会を変えようということであったはずである。今回の法案にある、「高プロ制度」や残業時間の上限設定では、過労死をなくすどころか多発しかねない。

世界に目を向ければ、EU（欧州連合）は「労働時間指令」で、週労働時間は残業を含めて48時間の上限、退社後、次の勤務までの間に連続11時間の休息時間を設定する「勤務間インターバル」制度の採用、有給休暇最低4労働週を保障している。月100時間の残業を認めようとしている日本は極めて異常である。「働き方」改革というのであれば、長時間労働の是正こそ重要である。

政府の今回の一括法案を廃案し、残業は当面、特例がない週15時間、月45時間、年360時間を定めることを合意事項としていく努力を切に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月22日

鳥取県南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

.....
なお、きのうの新聞でしたか、この働き方改革と、もう一つのカジノ法案ですね、それを仕上

げるために国会延長が決まりました。この中では、先ほどあったように、例えば1,075万円の要件緩和は政令等で行うので、この法律が決まれば拡大することは目に見えているということも書かれていましたし、政令で決めることが90以上にも上っている。そういう意味では、異例の内容だと言われています。皆さんと御一緒に上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 大変タイムリーな事案でありますし、難しい事案でありますので、粛々と討論してまいります。まず、この意見書を上げるべきではないという立場で討論させていただきます。

今回の高プロの話ですけど、私は一つの選択肢だと思っております。この働き方、基準になるものは当然、労働基準法というものだと思っております。少しその背景にも触れてみたいと思いますが、労働基準法というのは今から70年ほど前の昭和の22年に制定をされました。この時代といいますのは、我々ではもう想像もつかないぐらいのインフレーション、インフレの時代でありました。うどん1杯が今の感覚で6万円とか8万円といわれる、とてもじゃないけど信じられないような時代で、その原因といいますのは物が無い、品物が無いという時代でした。戦後間もないころでした。そんな中で、国家は食料品を含めた第1次産業、第2次産業、これらの生産体制の確立を急いでおりました。

ただ、一方で、戦前の働き方が大きな課題になった。ちょっと例を挙げてみますと、皆さん御記憶にありますでしょうかね、「あゝ野麦峠」という映画があったかなと思いますが、あの中で、あの工場働く女工さんたちの働き方、ああいった働き方が大きな問題になりましたので、労働者を守ろうという視点でこの労働基準法というものができてきたんだというふうに思っております。

今日、ブルーカラー、ホワイトカラーという言い方をしますが、工場等で働くいわゆる時間に拘束されて働く方については、この労働基準法というのは割となじむんですよ。ところが、今日、

例えばグローバルな時代になったといいますが、金融や開発分野では地球の裏側、アメリカとかフランス、ドイツ、イギリス、あちらを相手に仕事をしてる方もたくさんおられます。向こうがお昼だところちは真夜中になります。じゃあ、24時間働くのかというと、それはとんでもないことであります。そんな中で、一つの選択肢として時間ではなくて、私は成果で評価してほしいという方もおられます。成果です。時間じゃなくて成果。そういう方のために一つの選択肢としてこういう高プロというものが盛り込まれたんだというふうに理解しておりますので、今回の意見書は出すべきでないという立場で討論させていただきました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。3月議会のときには、働き方改革一括法案に関しては提出しないよということやらせていただきましたけれども、今回は廃案を求めるといって出しています。

まず、前回やったときは法案の基本的な問題、そのことだけでやっておりました。しかし、今回この法案に関しては、まず一つ、データのねつ造があるのではないか、データの取捨選択のところで偏ったことをやったのではないか、こういうことが言われております。一般紙の日本海新聞だけでも、2月の23日、3月の5日、5月の16日、それぞれデータのことにそれぞれ内容で取り上げられています。まず、この1点からデータが本当に正しく使われているのか、根本的に違ったデータを使っているのであれば、この法案自体根本的なところが間違っている、この点をまず1点指摘します。

それと、もう一点、今回100時間という数字が出てきておりますけれども、現在、残業を多くしている方々は100時間を超えて働いている方というのが随分おられます。この法律自体、100時間ということで、100時間を超えた場合、罰則がついてはいますが、現在、はるかに働いている方々を後ろから後づけで法律が肯定するようになっている、そういうふうな部分がある、このことも指摘しておきます。

そして、この100時間のところで真壁議員も発言されましたけれども、本来、100時間というのは過労死ラインをはるかに通り過ぎています。45時間というのが多分普通の範囲だといふふうに指摘されております。

この2点、都合3点、これを上げてぜひ肯定するべきだという発言で終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第10号、「働き方改革」一括法案の廃案を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございました。起立によって求めたいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第 1 1 発議案第 1 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 1、発議案第 1 1 号、「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書を議題といたします。

提出者であります景山浩議員から趣旨説明を求めます。

9 番、景山浩君。

○議員（9 番 景山 浩君） 9 番、景山でございます。

.....

発議案第 1 1 号

「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

平成 3 0 年 6 月 2 2 日 提出

提出者 南部町議会議員 景 山 浩

賛成者 同 板 井 隆

同 同 長 東 博 信

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

——それでは、別紙の読み上げで趣旨説明にかえさせていただきます。

.....

別紙

「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書（案）

今国会では「高度プロフェッショナル制度」を含む労働基準法改正案が衆議院で可決され、参議院での審議に送付されている。

この法案提出の背景として、日本の産業構造の変遷に伴う多様な働き方に対応した法制度の整備を行なう必要性が挙げられている。従来型の第一次産業や第二次産業に代表される労働成果が概ね労働時間に比例する職務ではなく、事業についてのコンサルタントや研究開発など「高度な

専門的知識を必要とし、その性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められる業務」がこの制度の対象とされており、厳しい国際競争に晒されている研究開発職等に就く方々からはこの制度に一定の評価がなされていることも事実である。

しかし、この制度案では、法定労働時間を超えた労働に対する残業代の支払い義務がなくなるとともに、企業が労働者に対し常識的な労働時間では処理できない非常に長時間の労働を要する職務を命じることも認められており、その防止策には不十分さが見受けられている。いつからいつまで何時間働くのか、どのように働くのか、という働き方の裁量権も法律上労働者には認められておらず、この面からも常態化する長時間労働の指示への免罰効果を企業側に与えるだけという、法制定の趣旨から逸脱した運用が懸念されている。

このような懸念を払拭するためには、過重労働とならないために、過重労働の尺度をどう定めるのか、対象労働者に与えられる職務内容や職務範囲の明確化をどのようにして確保するのか、企業や労働者への指導をどのように行うのかなど、更なる研究や検討が必要と思われる。

政府には、過重労働を防止し、労使ともに十分納得して多様な働き方を選択し、健康でやりがいをもって仕事を遂行でき高い成果が得られる、そのような「高度プロフェッショナル制度」となるよう制度内容の充実について再考を求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月22日

鳥取県南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

.....

以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。これ文章が再考を求めるということで結んであるんですけども、これ具体的な数字が入っていないんですが、具体的な数字は何か考えられているのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 済みません、立つ前に、加藤さん、具体的な数字って何の数字。

○議長（秦 伊知郎君） 1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 具体的にはひとまず労働時間ということでお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） この高度プロフェッショナル制度自体、労働時間の定めがないということがこの制度の大きな特徴だというふうに理解をしております。ただし、1日分の労働時間に20時間も24時間もかかるような、そういった分量と思われるような仕事量、こういうものを割り振る、業務遂行を命じるといったようなことがない常識的な範囲内での労働時間ということで、その何時間労働ということを決めてしまうこと自体は今の労働基準法の1日法定労働時間8時間と変わらないので、それ以外の新たな働き方もということを目指しているというふうに理解しておりますので、具体的に何時間ということとはちょっと求めることは言えないというふうに思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君、よろしいですか。

○議員（1番 加藤 学君） はい。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書ですけども、先ほど私どもが提案した働き方改革の一括法案は、ちょっとそこまでは言えないけれども、高度プロフェッショナル制度の再考を求めるということについては、意見を出しておいたほうがいいのではないかとこの感じを出されてきてるんだらうなというふうに思うんですよ。

私は、高度プロフェッショナル制度の再考を求めていくという点については、一致できるかなと思うんですけども、そこでお聞きするんですけど、一番最後に書いてある健康でやりがいをもって仕事を遂行でき高い成果が得られるような「高度プロフェッショナル制度」になるよう制度内容の充実について再考を求めるということが書かれているんですけども、私たちが国会に出されている高度プロフェッショナル制度を見る限りは、この高度プロフェッショナル制度をどのように考えようか、先ほど景山議員がおっしゃったように、今まで国際的にも労働契約の中では、労働者等がかち取ってきたと言われている8時間労働制を根幹から省いていくというのが高度プロフェッショナル制度だと。それは景山議員もお認めになったように8時間の規定をなくすというんですけども、この8時間の規定をなくすということはどういうことかということ、先ほど加藤議員が聞いたように、この8時間なくすということは、この高度プロフェッショナルと働き方を決める側は企業にある以上は、やられてくることは時間の枠を省いて働かせること以外に考えられないのではないかと。常識的にというよりは、常識的に企業に求めている世界でできなかったからこそ労働基準法ができてきたのではないかとこのように思うんですよ。

もし、どういうふうにというのであれば、この高度プロフェッショナル制度が一番わかりやすく言われたのが、先ほど私たちが出させてもらった24時間、48日間働けるという分ですよ、これを否定しなかったんですよ、国会でも。これなぜかという、週4日ですね、1週間働いて4日間でしたっけ、のどって、これを続けてとった場合、8日間休んだらあと24時間、48日間働かせることができるというのがこの解釈になるわけですよ。だとすれば、8時間を働いて何日間休むというようなことできなくなっちゃうわけですよ。だから、高度プロフェッショナル制度は異質の問題があるというのは、もう根幹から覆すものだということですよ。その点について、例えばこれに賛成なさる方は、高度プロフェッショナル制度がどのようになれば認められるのかというのお聞きしたいのが1つと、もう一つは、今回のこれを、高度プロフェッショナルだけ出すということは、もう一つ大きな問題になっている残業時間上限100時間まで認めるということについてはどのようにお考えなんですか。今これが国会で審議されているときに、過労死遺族の会の方々が傍聴したり、国会前で言ってるんですけども、この法案が通ったら100時間までは合法になってしまうということで心配してるわけですよ。だから、私たちは今回の働き方改革の中で一番是正していかなきゃならないのは、この高度プロフェッショナル制度を導入させることをやめることと、100時間の上限を特例として認めていくことを除外させることだと思っているんですよ。それで、繁忙期や特例のところやめてしまって、原案としている、原則としている、いわゆる週5時間、残業月45時間、年間306時間に、そこで切ろうじゃないかというのが野党の提案なんですよ。それについてはどのようにお考えなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 景山です。真壁議員の御質問のように、24時間、48日間、4週4休ですので、1カ月のうちに一番最初に4日お休み、次の月は一番最後に4日お休みをいれますと、もしかすると48日以上になるのかな、60日ですので五十何日間ぐらい連続で働かせることも可能だと。私もこの制度の再考を求めているのは、そのところも実際に同じように入っているわけです。そんなにべらぼうな日数連続で、しかも1日の労働時間長く与えてもいい、与えてはいけないということが入っていないこの制度自体は、本当に長時間労働を常態的に指示をしてしまうことの歯どめがかからないというところで、懸念をするゆえにこの意見書を出そうということを考えているわけです。ですので、そういうことがある程度防止をされて、先ほど前の発議案で白川議員から反対意見が出ましたが、例えば24時間働いている国際的な市場環境の中で、3時間働いて1時間休んでまた5時間働いて2時間休んで3時間働く、今ですと、多分それが会社の中でやっているということになれば、多分違法状態になりますので、そういうことも

認められる、なおかつこの提出の趣旨の中では、忙しいときにはもう連続で長時間働いて、早く仕事が終わったときには早く帰りましょう、ないしはまとめてたくさん休みましょうということができるような制度というふうに趣旨の中ではうたってあって、いろんなところでアナウンスがされてるんですが、それをどのようにして確保していくのか。確実にそういったことが可能になるような制度内容になってるのかというところがちょっと怪しいというか、勤務の働き方を企業が指示をすることができるということになってる以上、3時間で仕事がもし8時間分でも10時間分でも終わっても、帰っていいよということにならない。あとの5時間使ってさらにまた10時間分の仕事を与えることも可能だという、そういったことにならないような確保策を何とか提出サイドとしてお考えをいただきたいというのが、この意見書の趣旨でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 景山議員がおっしゃった高度プロフェッショナル制度の問題点というは、まさしくそこだというふうに思うんですけども、最後に言われた3時間で終わったから5時間あくから帰ろうよって、成果がもとで時間じゃないよと安倍さん言ってるんだけども、それを野党の議員がただしたときに、そしたら3時間で働いたら帰れるんですかと聞いたら、それを認めている法文っていうのはどこにもなかったわけですよ、なかったんですよ。3時間働いたら帰れるよじゃなくて、さっきまさしくおっしゃるように、4日間休みさえとればあとの24時間は企業側が催促する側で、次の課題が来たらそれに応じなければいけないという内容だということで、この高度プロフェッショナル制度というのは制度自体が認められないと、こう言ってるんだと思うんです。

先ほど白川議員もおっしゃったですけども、例えば企画型とかIT関係でしている人たちが望んでいるというんですけども、これ誰が望むかという、国会でもありましたよね。12人に意見聞いたんですよと言いましたよね。そのうち国会に審査されたときは1人にしか聞いていなかった。あとの11人は後から継ぎ足した。そのうち12人全部が政府が決めて企業にお願いした会社。そのうち7人は上司が付き添ってアンケートに答えたという内容だということが社民党の福島さんの分で暴露されたんですよ。

そこでお聞きするんですけども、今回の働き方改革ですね、この高度プロフェッショナルだけではなくて、100時間を超えることも認めていくという内容で、多くの国民が反対をしているんです。先ほど細田議員が教えてくれましたが、朝日新聞では賛成6%と言っていると。そういう内容ですから、どちらかといえば再考するというよりは、もう一回見直したほうがいいよということのほうが国民に合ってるというふうに思いませんか。そのことどう考えてるかというこ

とと、白川議員のことが出たので言うんですけども、白川さんがおっしゃったIT関係で夜間もグローバルで働くからというんですけど、それやったら世界的に全部高度プロフェッショナル制度になるわけですよ。ところが、EUは歯どめをかけている。なぜかという、人間の命が守れないからです。仮に夜中に外国とするようになって、仕事済んだ後の11時間必ず休みにするんだというのつくったわけです。ここの違いですよ。なぜ日本だけがという言い方おかしいかな、日本がアメリカのごく一部が採用してるところの働き方をなぜ導入しないといけないか。これまさしく竹中平蔵さんが言っているように、そもそも働いている人に給料渡してるのは残業時間と補助金じゃないかって、こう言いましたよね。その考えで、残業時間に手当を大きくするから残業時間がふえるんだと、こう言ったわけですよ。言っているんですよ。中身は、なぜかという、高度プロフェッショナル制度にしていくこととか100時間までを認めていくということは、企業側の働く人の8時間以上の残業時間の手当を、お金を払いたくないからやっているんじゃないか。このことについてはどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） まず、100時間までの残業の問題ですが、この意見書を見ていただくとわかるように、高度プロフェッショナル制度自体に非常に問題点があるなという思いでつくっておりますので、この残業時間云々ということはないんですが、お尋ねですのであれですけども、月に100時間ということになりますと、済みません、どう思われますかということなので個人的な意見を言わせていただきますと、これたしか今までも100時間とか認められるのは、例えば自動車会社が大規模なリコールがあって、限られたといいますか、現有の人員で大至急もうフル稼働でやってしまわんといけんとかいうような、特別な事案の場合だったのではなかったかなという感じがしております。常時100時間も残業させているということになると、3割増し、そして6割増しとかというような、非常に大きな時間外の手当が発生をするので、企業としてもそんなにメリットはないのかなと。闇残業だったら話は別でしょうけれども、という感じが個人的にしております。

それで、次に、反対者が多いので廃案のほうがいいのじゃないかということ。私も一遍やめてもっと整ったもので出てくるほうがいいのかなと思わなくもありませんが、とりあえず今国会、もう衆議院が通ってしまっています。参議院でも多分通るのではないかなというふうに思われると、通ることを、済みません、ちょっと前提に考えてということになると、見直しをしていただくという意見書を出させてもらったほうが現実的かなという、そういう感じがしております。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、先ほど最後に景山議員がおっしゃった、今の時点では通るのではないかというので、そうであれば、よりよい方向として、ここで一致したほうがいいのではないかということはわからんことないんです。

どちらかという、出すのではなくて賛成できないという討論です。お出しになるんでしょうと、出すの出されたらいいと思いますし、いろんなところから懸念してるよという声出されることも大事やと思うんですけども、私は、本来であればこの議案も含めて先ほど言った高度プロフェッショナル制度には、やっぱりそれやめようということと、100時間を上限にする残業時間のあり方についても見直すべきだという立場から、できれば働き方改革の一括法案の廃案をということとやるべきだということで、賛成しかねるという意見です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束博信です。「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書（案）について、賛成の立場で討論させていただきます。

この高度プロフェッショナル制度というのは、日本経済、とりわけ企業の中身が進化したことに対応しようとするものだと考えますけれども、いわゆる専門的な知識や技能を有する方が対象とされるものでございます。企業が、雇う側が働く人に、労働者に対して職務を命ずるわけですから、受けた側はなかなか断れない状況が生まれます。意見書（案）に明記しておりますように、まだまだ不明な点が多くございます。これらを払拭して、過重労働とならないような条件整備、これが必要だろうというふうに考えております。世の中の変化、それから社会的経済の変化に伴って、多様な働き方が求められることは必然でありますけれども、人が専門的技量が発揮できる環境、そういう制度であるように先ほど来いろいろ意見が出ておりますが、そういう見直し、再考を求める意見書（案）に賛同するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第11号、「高度プロフェッショナル制度」再考を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決することに決しました。

ここで休憩をとります。再開は2時50分にします。よろしくお願いします。

午後2時32分休憩

午後2時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第12 発議案第12号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第12、発議案第12号、公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三議員から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾です。私が提出者として、公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書を提出いたします。

発議案第12号

公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年6月22日 提出

提出者 南部町議会議員 亀尾 共三

賛成者 同 真壁 容子

同 同 加藤 学

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

――別紙を朗読いたします。

別紙

公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書（案）

財務省は、学校法人森友学園への公有地売却に関する公文書の隠ぺい・改ざんの実態を認めた
が、国会での「森友問題」の疑惑解明に重大な障害となっており、誰が何のために改ざんしたの
かも含めた徹底的な究明が必要である。

政府提出の「働き方改革法案」に関する提出資料でも、ずさんな調査やデータのねつ造が明らか
になったのを初め、防衛省による「日報隠ぺい問題」など、あとを絶たない一連の公文書隠ぺ
い・改ざんは、国権の最高機関である国会を愚弄し、主権者である国民を欺く重大な信用失墜行
為と言わざるを得ない。

公文書等の管理に関する法律では、公文書を「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的
資源」と明記し、その管理を通じて「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来
の国民に説明する義務が全うされるようにすること」としている。

公文書の隠ぺい・改ざん・不適切な廃棄などは、行政への信頼をなくすばかりか、国会や国民
が行政を監視することを妨げるものであり、日本の民主主義そのものを根底から揺るがす、あっ
てはならない問題である。

国権の最高機関である国会として、速やかに事実関係を究明するとともに、国民に対して説明
責任を十分に果たし、二度とこのような事態が起きないように対策を講じる必要がある。

よって本町議会は政府、国会に対し公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相解明を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年6月22日

鳥取県南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・財務大臣・防衛大臣・文部科学大臣・衆議院議長・参議院議長

.....
以上であります。よろしく審議のほど、ぜひ皆さん方の賛同を得たいと思いますので、よろし
くお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

8番、板井隆君。（発言する者あり）11番でした。11番、井田章雄君。申しわけありません。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相を求める意見書については悩ましい問題ですが、反対の討論をいたします。

この問題については皆さんも御承知だと思いますが、財務大臣指示のもと、省内で調査し、その処分が決定しております。その内容は、当時理財局長だった佐川前国税庁長官が事実上改ざんなどを指示していたと認定し、停職3カ月相当とし退職金の減額を決定しております。これ私の記憶では500万ぐらいだったのではないかと思います。また、20人の懲戒や嚴重注意などの処分をいたしております。麻生財務大臣については閣僚給与1年分を自主返納といたしております。

次に、国有地売却をめぐることは、佐川氏など財務省職員ら計38人が背任や偽造公文書作成など6容疑で告発され、大阪地検特捜部は5月31日、全員を不起訴処分とすということを出しております。

また、首相は5日、行政文書の管理のあり方等に関する閣僚会議を開き、コンプライアンス、法令遵守、意識の改革を促す実効性のある取り組み、電子的な行政文書管理の充実、決裁文書の管理のあり方見直しや、電子決済システムの移行に取り組むよう指示をいたしております。

私はこのようなことを総合的に判断をいたしまして、この意見書には反対いたします。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。先ほど井田議員のほうから説明がありましたとおり、現状はそういうふうになっております。

しかしながら、6月4日の日に財務省から調査報告が説明されました。しかしながら、国民のほとんどがこれの説明に対して納得しないという答えを出しております。それと、また一部では、現在もまだ一部報道では、まだ文書が全部出ていないのではないかと、そういうふうな報道もあります。また、今回総理官邸のほうから一部検察庁にも働きかけがあった、前回、その結果が含まれているのではないかと、そういうふうな報道をなされております。ですから、現在のところこの問題、いまだに真相解明にはなっていないというのが私の考えです。

以上、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第12号、公文書の隠ぺい・改ざん事案の真相究明を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対意見がございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は、否決されました。

日程第13 発議案第13号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第13、発議案第13号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。

発議案第13号

2025年国際博覧会の誘致に関する決議について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成30年6月22日 提出

提出者	南部町議会議員	井田章雄
同	同	秦伊知郎
同	同	細田元教
同	同	景山浩
同	同	板井隆
同	同	仲田司朗
同	同	三鴨義文
同	同	白川立真
同	同	滝山克己
同	同	荊尾芳之

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙

2025年国際博覧会の誘致に関する決議（案）

2025年に「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとする国際博覧会を大阪・関西が一体となって開催することは、新たな産業や観光のイノベーションが期待できるなど、大きな経済効果をもたらすとともに、全世界に向けて圏域の存在感を示す絶好の機会となり、極めて大きな意義がある。

また、このような国際博覧会の開催は、圏域全体のみならず、鳥取県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、本県を訪れる外国人観光客の増加による経済波及効果が大きく期待できる。

よって、本南部町議会としても、大阪・関西における国際博覧会の開催を支持するとともに、誘致実現に向けた国内の機運醸成など、2025年日本万国博覧会誘致委員会の誘致活動を支援し、協力する。

以上、決議する。

平成30年6月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

.....
以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回2025年に国際博覧会を大阪ですることになるから、関西一円、西日本一円の市町村が賛同決議上げてくれと決めてたのが、議長会で決められたんでしょうか。それで、聞くところによると鳥取県の市町村の議長会もこれを決められたというんですけれども、今、国際博覧会の誘致では日本が優勢ではないかと言われてますが、一方では報道には、100億円でしたっけ、一国ね。来るといったらお金出すよと、お金を言って競争相手の開催予定国と差をつけようとしているということで、ちょっと国際的にひんしゅくを買っているのが今の日本の国と経済界ですよ。

こういうときに私はこれ戦前の何か全国が1つになってと思うんですけども、鳥取県の議長会がなぜこの博覧会をすることがここに書いてあるように鳥取県でも極めて波及効果ができると思うんですけども、例えば南部町にはどんなような効果があるとお考えなんですかというのが1つと、もう一つは、この博覧会の誘致に関する決議では、これでは言われているのはいわゆる

I R博覧会ですよ、カジノ。内容はこれを始めたのが大阪府知事が橋下徹さんのときですよ。あのときにしたときは、この夢洲というところにカジノを持ってくると言ったんですよ。I Rを持ってくると言ったときに、絶対いわゆる公費は使わないと、来る業者にお金使わせて、道路整備、橋をつけたりするんだと言いつたのを結局これになったわけですよ。これが来ることによってどうするかというと、関西の財界と国でお金幾らでしたっけ、膨大な金額でしたよね。それを集めるのに集めるめどがつかないから、西日本全部を一体巻き込もうとしてやるわけですよ。言ってみれば、今のやり方で見たら決議上げたら決議だけで済みませんよ。それなりに負担金が来る可能性もあるんですよ。

そういうことを考えるのであれば、私は議長や副議長に言いたいんですけども、議長会に行ったらこんなことにそうですかと賛成してこないで、そんなことより、町村が疲弊してんねんから、その金出してくれと言ってくることのほうが私たちの代表と違うんですか。それ聞きたいんですよ。何でこんなもん持って帰ってきたんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） カジノ、先日ですか、衆議院出たI R法案ですね、これが通りますして参議院に送られるわけですが、私の記憶にあるところでは、手を挙げてる自治体というのが全国で4カ所あるというふうに私は聞いております。ただ、今回のこの万国博覧会と、やっぱりカジノいうんですか、これについては私は別個なものというふうに理解してこの問題について取り組んだわけです。ですから、これはこれでまたいろいろと南部町議会としてもその時点になればやはり声を上げながらやらないけんと思っておりますが、現在はまずこの大阪万国博覧会の件について皆さんにお願いをしておるわけですから、これはこれとしてよろしくお願ひしたいと思います。

それと、何が南部町に影響があるかなと言われてもわかりません。ただ、万国博覧会といえますと、前にも大阪でありました、何十年前ですかね。国際、外国からの旅行者、いろんな方が日本に参ります。そうなりますと、やはり鳥取県にも観光地とかいろんなものあるわけでございますので、やはり大なり小なり効果の影響はあると思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） きっと名前連ねてるから、恐らく多数で通るかと思うんですけども、副議長に再度お伺いするんですけども、行って町村議長会とか全部で決めてくるときに、副議長はこの博覧会とI Rは別やと言うんですけども、一緒とこですることも決まっていますが、もうするんだって。これ来たら今決まっていなくてもそういう構想でいってるということについて

ての認識はなかったわけですか。そういうこと関係なく博覧会の誘致にこれを決めようということですか。IRとはまた別だということではなかったということですか。それであればちょっと私は情勢を見ることとして、議長、副議長の姿勢としては、私はしっかりと認識していくべきやと思うし、少なくともそういう関連が出てきて、どこの町村や市や、みんなこれ来てるんです、どこの。来てますが。みんなこのことで紛糾していますよ、IRの問題で。

私とすれば、賛成なされた皆さんもそうかもしれませんが、討論もあると思いますが、こういうの上げんの恥ずかしいので上げんと、よそのしよること見ておけばええこと違うんですか。上げる意味はどこにあるんかということですよ。もし本当に上げるというんだったら、南部町議会の名前使うんだから、きちっと南部町の住民にとって説明できるように、どのような効果があって、南部町議会の賛成する議員の方々がこのカジノ問題についてどのような見解示すのかということをはっきりさせるべきですよ。どうですか、それは。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） どうもIR、カジノと絡んで話をされますので大変困るわけですが、やはり現在、この問題しておるのは、日本万国博覧会、大阪で開催される日本万国博覧会の件についてやっておるわけでございまして、その後のことは大阪、兵庫県、大阪、どうかわかりませんが、自治体が考えてやれば私はいいじゃないかというような判断をいたすつもり。ひきょうな考え方もかもしれませんが、そこの自治体がどういう考えで、今後その後、万国博覧会の後、どういう考えでやられるのか、これは私たちがとやかく言う筋合いはないいうふうに私は判断しております。

ですから、今回の2025年に行われる日本万国博覧会、ぜひとも成功して、日本全体が外国からいっぱい観光客が来られる、また、鳥取県もその一部を受けるということを考えれば、私はそんなにカジノと今、万博と一緒にして考えるのもいかなものかなというふうに思っております。ですから、まず2025年の日本万国博覧会を成功させて、日本が潤うようみんな協力してやればいいじゃないかなと私は思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 申しわけございません、何回も言いますが、これは井田副議長だけではなくて、賛成なされる議員の皆さんにも聞いておりますので、代表して井田副議長が答えられると思っておりますので、お答えくださいね。

先ほどIRのことで言いました。もう一つは、この万博自体がどうかということです。2020年に東京のオリンピックがあります。多くの経済学者が指摘しているように、もう恐らく東京

オリンピックが済んだ後の経済の空白、低調ですよ。これが各地域に、余計僻地なことですよ、地方ほどこれが大変になってくるのではないかということ言われています。

それと、1970年代の万博と比べて、経済成長の度合いが違うこと、世界の経済も違うことを考えたら、これをやってどれほど経済効果があるということもなかなか指標にも出ていません。躍っているだけですよ。そういうことを考えたら、2020年の東京オリンピック、その上に2025年の国際博覧会で日本の経済がずたずたになるのではないかということも言われてるわけですよ。そういうことになれば、少なくとも国のすることやからといって思っているのならともかく、何でこの市町村まで上げて、うちの議会です、皆さんは国会で起こってる改ざんの分も目をつぶって、何でこれだけ決議するんですか。私それ聞きたいですよ。余りにも今行われてることが、この万博がどういう内容を持っていて、どういうのもたらすのかということ、住民に対して責任持てないと思いません。そういうこと考え、もう慎重に扱ってほしいと思います。もう少なくともこれは無視して、知らん顔しときましようじゃないですか。どうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。くどいようですが、やはり議会は議会のやっぱりつき合いというものも……（発言する者あり）いやいやいや、何ですか、失礼な。（発言する者あり）議会は議会というやっぱりつき合いもあるんですよ。何でそういうこと言いますか。いいますと、議会は議会の中で、鳥取県議長会、町村会、いろいろあるわけですよ。それから首長会もあるわけです。そういうことを無視してこれがやっていけますか。地方の何といいますか、そういうやっぱりつながりもないといけんわけです。何が影響があるんですか。ただ、皆さん方は、反対される方は、IR、カジノ、そのことをあれして反対しておられるじゃないですか。だから、これはこれ、もうカジノ、IR法案のカジノはカジノ、万博は万国博覧会で考えたらいじゃないですか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 提出者の方にお聞きするんですけども、先ほどから夢洲で計画しております、大阪がやろうとしております国際万国博覧会、これとIR、いわゆるカジノ、これについては別のもんだと言われるんですけども、私、いろいろ調査しますと、会場となる夢洲にはこういう計画してますよ。総面積が309ヘクタールで、そのうち人工島、いわゆる夢洲では100ヘクタールを万博会場として、70ヘクタールをIR用地にする予定ということ言ってるんですよ。つまり一体のもんなんです。そういうようなことを何で別個に考えるということをごだわられるんですか。大阪がやろうとしてることに、ここでは、やろうとすることにここで決

議しようだないかというそういう案なんですよ。それを別々にすること自体がちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

それと、議員、議会は議会としてのつき合いがあると言われるんですけども、それは個人的に他町の議員とのつき合いはありますよ。でも、議会が、隣の議会がやるんだからこっちの議会もそうしなきゃいけないという、そういうようなことは間違いだと思います。

一つ例を挙げますと、いわゆる風力発電、西部の、鳥取県の西部につくろうということで、南部町はいち早く、南部町についてのメリットが考えられないということで、それは必要ないと言いました。ほかの市町村は何かまだ結論出してませんよ。当然、つき合うべきだないか言うべきじゃないですか。そんな、各自治体は別個なもんですよ。国が何を言おうが、隣の町が、隣の自治体が何をしようが、強引につき合いするようなことはない。あくまでも私ら南部町の議会議員は、南部町民にとって暮らしにどう影響するのかということを第一に考えるべきじゃないですか。私はそのことについて再度質問いたしますので、お答えください。

○議長（秦 伊知郎君） 11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 堂々めぐりしますのでこれ以上言いませんが……（「言ってください、いいですから」と呼ぶ者あり）やっぱり今回の提案いたしておるのは、2025年に行われる日本万国博覧会の、大阪・関西地区で開催されることについて皆さんにお願いしとるわけです。今IR法案とかそういうことは私は考えていません。これは、そういう、今言われましたけど、それは確定じゃないんですよ、まだ。（「計画段階でしょうか」と呼ぶ者あり）計画でしょう。（「計画です」と呼ぶ者あり）計画でしょう。ですから、それはこれからどうするかというのは、また当時のもう首長もかわっておるでしょうし、一緒だないですか。ですから、それはそれとしてその自治体にお任せして、そして南部町に影響がありや南部町議会としてその次にまた出せばいいじゃないですか、決議を出せばいいじゃないですか。ですから、この問題については、もうどうしても反対される方は、今のIR法案とこれを絡めておられますので、どっちもたって平行線であります。以上です。（「つき合いはどうか、他町とのつき合いはどうか。答えてください」と呼ぶ者あり）どんなつき合いですか。ちょっと休憩してください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時17分休憩

午後3時17分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。（「答弁の必要ない」「答えないといけないよ、ちゃんと

提案者が」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員(1番 加藤 学君) 1番、加藤です。2025年の大阪万博ですけれども、私もこれはカジノとセットになっているというふうに考えてるんですけれども、今回の発議案の中にはそれが入っておりませんので、一応、今回この文章の中だけで反対討論させていただきます。

まず、現在、東京オリンピックは全く開催されておられません。当然、東京オリンピックにおける経済効果というのは全くわかりません。当然ですから、今回予定されております大阪万博、2025年に開催されたとして、経済効果、特に経済波及効果、ましてや鳥取県にどれだけ影響があるか、これは全く未知数です。

それと、現在わかっていることが一つあります。東京オリンピックを開催するに当たって、現在オリンピックバブルという言葉方がされてます。建設資材、そして労働力、これが今現在東京に集中していて、ほかのところで不足している状態です。ましてやこれが福島の新開発、これに大きく影響を与えてるとも言われております。そういうこともありますので、今回、大阪で万博を開いても、果たしてどれだけの経済効果が及ぶのか、これは全く未知数です。

以上、反対討論とさせていただきます。

○議長(秦 伊知郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

10番、細田元教君。

○議員(10番 細田 元教君) この2025年国際博覧会の誘致に関する決議(案)には賛成の立場から一言言わせていただきます。

今るる言われましたが、ちょっと気になった、私、本当だなと思ったのは、2020年に東京オリンピックがございます。マスコミ等が、またいろんな方も、その後の経済空白が起きるんだないかというような懸念もされております。だから2025年に大阪で国際万博をしてまた盛り上げると。

また、私のもう一つの、これはぜひやっていただきたいというのは、今まで日本は東京中心

にいろんなイベントをされて、人口もお金も全てが東京に行っておりました。これを機会に2025年、大阪で万博をして、その流れを東京から関西に、関西が元気になれば、もちろん関西圏域、私たち鳥取県も余波が起こってまいります。

また、この間、大阪で甚大な被害がありました。これらの方にもそういう効果がお裾分けできるんじゃないか、このように思っております。新たな産業や観光のイノベーションが今まで東京に行ったのが、今度は関西に、関西を元気にして、関西が元気になれば、米子も西の大阪と言われた土地でございます。それが連動して元気になれば、米子も元気になると思います。米子が元気になれば、もちろんお隣の南部町も元気になると思います。

また、カジノ法案と一緒に連動しておると言われましたが、私はカジノ、かけごとは大嫌いでございます。これとは別にその当時、またカジノ法案等が出てきたならば、私は堂々と賛成のほうに持っていきたいと思います。それによって家庭が壊れた方も知っております。これとこれは別です。今回は2025年国際博を関西でやる、東京一極集中を関西に持ってくる、2020年東京オリンピックの後の空白地、経済を関西で盛り上げる、こういう私は決議だと思ひ、西部、鳥取県の町村議会もそういうことを期待されたんじゃないだろうかと思ひまして、この決議案には賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 決議やから、南部町の財政にそんなに関係のないことかもしれませんが、ちょっと申しわけないけれども、先ほど言ってる、この国際博覧会の誘致に関する決議というのはどう考えても、国際博覧会はIRと一緒にだということをお認めになろうとしないし、井田副議長にしてももしそうであったらということ、細田議員はもしそうだったらと言うんですけど、これは、2017年というのは去年、おとしですよね。もうこのころから各大阪、関西一円は関西の広域連合がこれ誘致しようとしてるから、どこの市町村や府県段階でも議会でこれが論議になっているんですよ。そのときにどういう、大阪の今、松井知事ですよ、松井知事はどう言ってるかといったら、万博会場の隣接にカジノを含むIR誘致すると言ってるんですよ。それで、成長の起爆剤として万博とIRの相乗効果を狙うと言ってるんですよ。大阪の、大阪市のホームページには「夢洲にIRと大阪万博の両方を誘致し、それらを連動、運命共同体とする」と書いてあるんですよ。自分はそうじゃないとかそういうふうなこと言っても、もうこれは既定の事実として動いてるということを、こういうこと認識しないと政治的な課題の論議がしにくくなってきませんか。自分がそうじゃないから、そうと違うというような段階ではないんです

よ。ということになれば、少なくとも町村議長のほうでも責任持って、このIRの問題どうするのかということも考えて判断せんといけんと思うんですよ。

もう一つ言えば、先ほど加藤議員が言ったように、経済波及効果と言いますが、経済が大変になる影響のほうが多くて、以前に長野オリンピックをした長野県は、今、国の言うことを聞かない市町村がふえてるといでしょう。あの影響は長野オリンピックですよ。あの後本当に市町村の財政が大変になったという話ですよ。大阪府も言ってるのは、あの万博の、70年度の万博の影響で、一時えらかったということも報告されてるじゃないですか。それ考えたら、細田議員の言ってるように、20年にオリンピックしてまた景気悪くなってきたら、今度大阪でというような、起爆・カンフル剤のようなことやとったら、そのお金どっから出るんですか。住民の社会保障費とかを削っていくしかないじゃないですか。そういうこと考えたら、少なくともうちのような町では、もう大阪がやりたかったら勝手に手挙げとけばいいけども、議長会に乗って決議まで上げることないと言ってるんですよ。どうでしょうか、皆さん、ぜひお考えください。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、この決議に対しては賛成の立場で討論させていただきます。

まずは、副議長には、先ほどずっと質疑に対する答えをしてもらって、大変お疲れさまでしたということをお伝えしたいなというふうに思います。

まず、鳥取県における経済効果がどうなのかということで、加藤議員のほうからもあったと思うんですけど、この決議の案の中にあるように「鳥取県における産業振興や観光文化交流等を促進するとともに、本県を訪れる外国人観光客の増加による経済波及効果が大きく期待できる。」ということを書いてあります。今、境港のほうにも観光船がやってきて、あの場所を中心に年間で何万人という人が船に乗って来ています。残念ながら、米子市はなかなかないということで、出雲や鳥取砂丘やそういったところにお客さんは流れていってると思うんですけど、やはり境港の港が一つの拠点になっているところからいけば、非常に大きい効果であるというふうに思っています。それがさらにこれを、輪をかけて博覧会があれば、もっともっと観光客船来ます。そして鳥取県の地に、第一步に外国の方がたくさん入ってくるという大きなメリットもあります。

それから、私がちょうど小学校の6年生ぐらいだったでしょうか、1970年、大阪の博覧会がありました。そしてその何年か前には、五、六年前ですか、東京オリンピックあったんですけど

れど、やはりこの効果というものが今の日本をつくり上げていってる一番の源ではないかなと。そして今、疲弊している日本の経済を少しでも回復させる、そして地域にも波及を及ぼすことができる、これはこのオリンピック、そして2025年の日本万国博覧会であるというふうに私は確信しています。

特に博覧会になりますと、大阪というところですよ。夢洲で、先ほどから出ております夢洲なんですけれど、全くこの経済効果が出ていないというふうに言われますけど、私が確認したところによりますと、日本総研が発表しております。25年、一年の経済効果は2.6兆円に上る。関西の経済連合会の松本会長は、このインバウンド、追い風に大きく期待もしているということで、この博覧会、そしてさっきから出ております総合型リゾート、カジノを含むこの法案によって、この万博の隣にカジノを建てる、これは確かにそのとおりです。万博はその期間しかありませんけれど、カジノについては永遠に続いていくという状況であります。日本人の方ばかりではなくて、海外から、カジノがあるから行ってみよう、そしてそこで楽しみながら京都や奈良などに行って日本の文化なども勉強していこう、見に行こう、私はそういった相乗効果というものは非常に大きく出てくると思います。

そして、先ほど細田議員も言われました。この事業は進めていきますと、鳥取県、そして西日本全体に大きな経済の波及効果をもたらす。これは私たちが味わった経験の中で、東京オリンピック、そして大阪の万国博覧会と経験をしております。その時代に比べれば人も少なくなっているかもしれませんが、人材も少なくなっているかもしれませんが、少なくともそのために大きくお金が動いていくというのは間違いないということです。そういった意味から含めて、出していかなくちゃいけない。特に議長が出ておられます鳥取県の議長会からもそういった要請が来ております。この要請は最初に言った、鳥取県における大きな経済波及効果が期待できるというところから、議長会としても進めていこうというふうに決められ、そして副議長に先頭に立ってもらったわけです。そういった意味から含めて、この決議については賛成すべきということで討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番の亀尾です。私は、この決議（案）に対して反対するものであります。

先ほどから、いわゆる万博の会場と、それとIRの会場が合致したものであるということが以前から言われていますよという件ですけども、いや、それはそれとして別個なもんだというぐあいがあったんですけども、まず最初に、先ほど、後でそのことについては申し上げますが、まず

最初に討論であったんですけども、賛成討論で。境港に観光船が外国からの、外国の方も乗せてやってきます。

この決議案によりますと、経済効果があるんだというんですけど、果たしてこの南部町がこれを上げる意義がどうなんでしょうか。南部町に経済的な影響がある、このことならいいんだけども、境港に着いた観光船に、私は1人もなかったとは言いませんが、本当に南部町に来てそこで経済に貢献していただいたんでしょうか。私はそんなことよりもまず、境港に来て南部町にどれだけあったのか、それもわからない。ましてや大阪にできたところからすると距離もまた違いますよ。そういう中で本当に南部町にこの万博会場と経済効果の関係が、関連があるのかということ、とてもとても信じられませんね。ですから、南部町としてこれを上げる意味があるだろうかということ、非常に疑問に感じるわけなんです。

さて、もう一点、先ほど来、別個のもん、カジノはカジノ、会場は会場、万博は万博だというぐあいに言われてるんですけども、しかし、先ほど反対討論で真壁議員からもあったんですけども、以前からこれは計画されているもんなんです。しかも大阪の府長、いわゆる橋下知事、それから今の松井知事、この方もずっとそれを、計画を進めようということを一貫して言っておられますよ。

そこで私は、カジノについて国民のアンケートというんですか、集約してみますと、新聞に出ておりました。朝日新聞、今月の16日、17日の調査。今国会でカジノ法案は成立させるのがいいのか。賛成17%、反対73%。読売新聞、15日から17日、これも同じ問題でやったら、賛成が21、思わないが69%。そして共同通信が16、17日、これも同じ設問でやって、賛成者が23.7%、反対者が69%。このように国民、非常に否定的なんです。嫌がってるんですよ。なぜかという、いわゆるばくち、言い方すると、内容でいやあばくちですわね、これをやると中毒症状を起こしてしまう、そして財産を破滅される、家庭が崩壊してしまう、このようなことが全国至るところで起こってるということから、非常にこれについて危惧されてるんです。

それで、つけ加えますが、万国博覧会はずっと何カ月、何十年と続くものではありません。しかし、カジノの会場というのは万博会場が終わったから、それでは、はい、終わりというものではありません。今後もずっと続きますよ。そういうことを次の世代、残していいのでしょうか。私は、こういうことはやってはいけない。だから、南部町へ経済効果もはっきりわからないことについては、安易にこれについて賛成すべきではないということ、を申し上げて反対するものです。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

御異議がございましたので、起立によって採決をいたします。

発議案第13号、2025年国際博覧会の誘致に関する決議について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、発議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、広報委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、地方行政調査、各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申し出どおり、閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして平成30年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時37分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

初めに、大阪府北部で18日に起きました震度6弱の地震でお亡くなりになった方々、また、被害を受けられた方々に、心よりお悔やみとお見舞いを申し上げます。

さて、今期定例会は6月15日に開会以来、本日まで8日間にわたり、一般会計補正予算、条例等、当面する町政の諸案件に対しまして、議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対しまして、議員各位の御努力に敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長を初め、執行部におかれましても、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。

なお、今期定例会を通じて、議員各位から述べられました一般質問、あるいは質疑など、また常任委員会での意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分に反映されますよう望むものであります。

さて、これから本格的な夏を迎えるに当たり、皆様方におかれましては健康に御留意され、ますます御活躍されますよう御祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。長時間、大変御苦勞さんでした。ありがとうございます。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

会期中には大阪で震度6弱の地震があり、また災害でとうとい命が失われてしまいました。御冥福をお祈りしますとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興を御祈念したいと思います。南部町でも通学路の安全、町道の安全点検を行い、緊張感を持った防災対策を進めたいと思いますので、議員各位にも御支援をいただきたいと思います。

本日までの8日間、11議案にわたっての御審議をいただき、本日、全議案とも御承認いただき、心からお礼を申し上げます。

18、19日の両日には、9人の議員の皆様から一般質問をいただきました。農業や林業、人権、複合施設、法勝寺高校の跡地などなど、南部町にとっての重要な案件につきまして御質問いただきました。

私もできるだけ丁寧な答弁をしたつもりですが、議論がかみ合わなかった点等もあったと思います。今後の議員活動を通じて、私も課題の深化を図っていきたくと、このように思ってる所存でございますので、これからの議員活動を通じてまた十分な御議論を、また御検討をいただきたいと思っています。

いよいよワールドカップも佳境を迎えました。日本チームの活躍で、子供たちが夢や希望、さらに日本国民が勇気や感動を得たいと、そのように皆さんが願っているといます。

長い議会の開催中でした。議員の皆さんもお疲れのことだと思います。健康に十分御留意いただきまして、今後の御活躍を御祈念し、議会中のお礼といたしたいと思います。本日はどうもありがとうございました。
